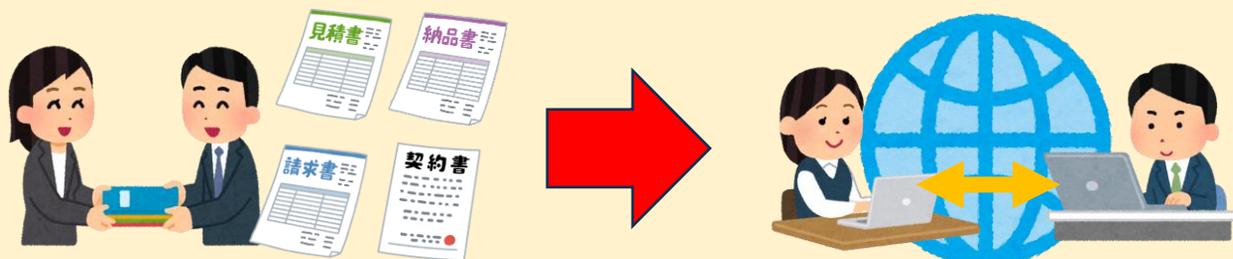




栃木県庁は 会計事務のDXを進めます！

説明会申込
R6.1.19 (金) まで

令和6(2024)年4月分から
電子データによる請求書・契約書等のやり取りをスタート！



持参、郵送の
コスト削減

ペーパーレス
の推進

いつでも送信
可能

利用開始する電子サービスについては、裏面へ

★各電子サービスは原則無料！

インターネット環境の準備と通信料のご負担は必要ですが、栃木県庁との電子データのやり取りに関しては、無料で利用することができます。

★電子サービスの利用にはメールアドレスが必要！

電子サービスの利用には、簡単な事前手続きが必要です。

今後、説明会等を実施しますので、積極的なご利用をお願いします。

説明会日程

令和6年1月29日(月)10時～12時、14時～16時
令和6年1月30日(火)10時～12時、14時～16時

お問い合わせ

栃木県 会計局 会計管理課 業務改革担当
電話 028-623-3008
E-mail kaikei-kaikaku1@pref.tochigi.lg.jp
<https://www.pref.tochigi.lg.jp/i02/kaikeidx.html>

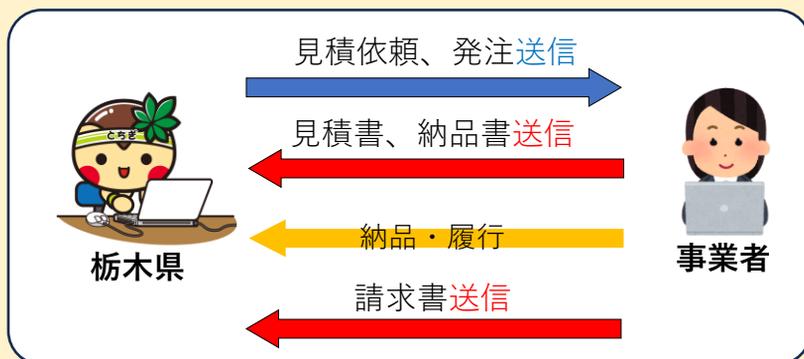
説明会情報等は
ホームページで配信します



◆ **電子見積・請求サービス** ※一部R6.3月から先行導入
BtoBプラットフォームTRADE・請求書



上記システムを利用し、県と**クラウド上で見積書・納品書・請求書等を送受信**することができます。



利用対象者

栃木県と取引をする事業者

※県が主に物品等を購入する場合等で、見積書・納品書・請求書のやり取りをする事業者が対象です。

利用するには

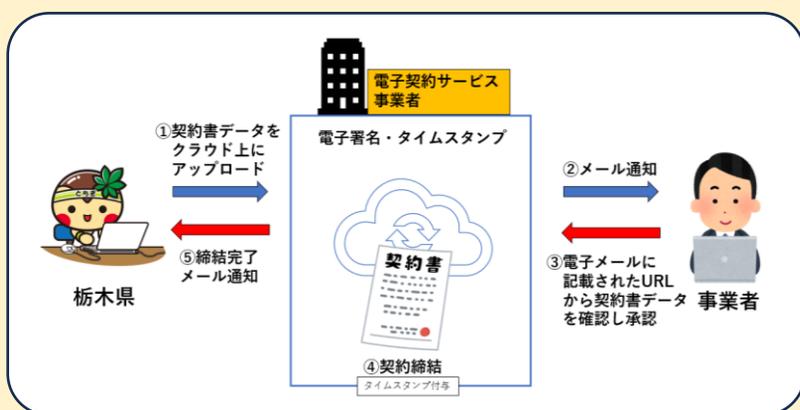
- ・アカウント登録が必要
※メールアドレスが必要です。
- ・県会計管理課に申請が必要

◆ **電子契約サービス**

クラウドサインforおまかせはたラクサポート



上記システムを利用し、県と**クラウド上で電子契約**ができます。



押印不要!

収入印紙不要!

利用対象者

栃木県と契約書を取り交わす
事業者又は個人

利用するには

- ・メールアドレスが必要
※契約の都度、電子契約への同意及びメールアドレスを確認します。